

## 計画策定の趣旨等

### ●計画策定の趣旨

再犯防止推進法や(国)再犯防止推進計画を勘案して、本県の実情に応じた再犯防止施策を推進し、犯罪をした者等が円滑に社会の一員として復帰できるようにすることで、県民が安全で安心して暮らせる社会を実現するため策定する

### ●計画の位置づけ

・再犯の防止等の推進に関する法律に基づく地方再犯防止推進計画  
・第4次山形県総合発展計画及び山形県地域福祉推進計画の個別計画

### ●計画期間

令和3年度から令和7年度（5年間）

●基本目標 地域での支え合いにより、罪を犯した人が立ち直り、安心して暮らせる山形県の実現

●成果指標 県内の刑法犯検挙者中の再犯者数を604人以下（令和元年の再犯者数672人と比べて10%減少）

## 計画策定の背景・現状

### 1 再犯者率等の推移

○山形県の令和元年の再犯者は672人で、平成27年からの5年間で169人減少。その再犯者率は44.4%で、全国の48.8%より低い。

○刑法犯検挙者のうち4割以上が再犯者となっている。

■山形県における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移(法務省)



### 2 犯罪に関する現状

#### (1) 犯罪者の状況

○山形県で令和元年に検挙された者は、1,514人。刑法犯検挙者数は、減少しており、特に窃盗犯の減少幅が大きくなっている。

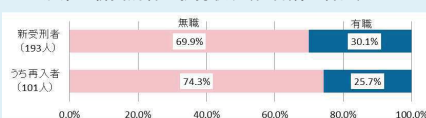
○山形県に居住していた平成29年から令和元年までの新受刑者（矯正施設に入所した者）の高校進学者は、72.5%。このうち再入者は65.3%と新受刑者全体と比べて7.2ポイント低い。

#### (2) 再犯に係る状況

○山形県の平成29年から令和元年までの高齢者再入者率（受刑者のうち再犯者の割合）は、60.9%であり、非高齢者の再入者率49.7%に比べて11.2ポイント高い。

○山形県に居住していた平成29年から令和元年までの新受刑者に占める無職者の割合は69.9%で、このうち、再入者に占める無職者の割合は、74.3%と新受刑者全体と比べて4.4ポイント高い。

■山形県の新受刑者の就業状況(仙台矯正管区)



### 3 再犯防止に係る状況

#### (1) 再犯防止に係る支援施策の状況

○犯罪をした者の社会復帰を支援する政府の施策は、保護観察等刑事司法手続きが中心。満期出所者等刑事司法手続きを離れた者への支援策は少ない。

#### (2) 保護司の状況

○山形県の保護司の充足率は94.6%で全国の89.1%より高い。一方で山形県の保護司の平均年齢は、上昇傾向にある。

#### (3) 協力事業主の状況

○山形県の協力事業主(※)は、令和元年10月1日現在で384社で、前年4月から6社増えている。そのうち、実際に雇用している協力事業主は15社にとどまっている。

※犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主

#### (4) 地域のつながり

○地域における住民同士の助け合いや支え合い等の活動状況について調査(H29)したところ、活動が「行われている」との回答が61.7%となり、前回調査時(H24)と比べ、7.5ポイント上昇している。

### 4 本県で実施した「地域再犯防止推進モデル事業」の実施状況

#### (1) 支援ニーズの把握について(満期出所者等へのアンケート調査より)

○アンケート回答者45人のうち「社会復帰に際して不安なこと」は、「仕事関係」が30人で66.7%、「住居関係」・「お金がないこと」がそれぞれ23人で51.1%となっている。

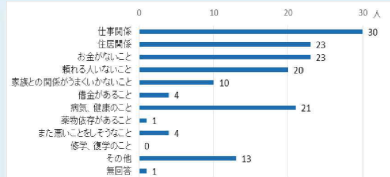
○満期出所者に対する社会復帰のための支援制度は少ないことなどから「社会に戻ったあとに求めること」は、「話や相談のできる人」が34人で75.6%と最も多い。

#### (2) 満期出所者等の社会復帰支援について

○矯正施設入所中から、出所後の生活調整を行い、地域生活への定着を支援した。

○県内各地(5市)で、支援対象者の状況等の情報共有や支援策を検討する「再犯防止のための連絡会議」が設置されたところであり、見守りなどの具体的な支援活動も行われている。

■社会復帰に当たり不安に感じること(満期出所者等アンケート調査)



## 課題

I 矯正施設出所者等は、「仕事」「住居」に不安を持っており、その不安感解消に向けた支援が必要

II 高齢者の再犯率が高いことなどを踏まえ、出所者等に対する適切な治療や福祉サービスの提供が必要

III 児童生徒の問題行動を早期に発見し、非行を未然に防ぎ、適切な学習機会を提供することが必要

IV 刑事司法手続きを離れた者等に対しても、犯罪の特性や抱える課題等を踏まえた支援が必要

V 出所者等は身近な相談相手を求めており、周囲の方の理解を深め、支援活動を促していくことが必要

VI 市町村が行う各種行政サービスの提供をはじめ、地域の関係者が連携して支援していくことが必要

## 施策の柱

### I 住居と就労等の確保

- 1 住居の確保
- 2 就労や社会参加の促進

### II 保健医療・福祉サービスの利用促進

- 1 高齢者や障がいのある者等への支援
- 2 薬物等依存を有する者への支援

### III 学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進

- 1 児童生徒の非行の未然防止
- 2 学校や地域社会と連携した修学支援

### IV 地域帰住の段階や犯罪の特性等に応じた効果的な支援

- 1 刑事司法手続きや地域帰住等の段階に応じた切れ目のない支援
- 2 犯罪による社会への影響が大きい性犯罪者や再犯リスクの高い暴力団関係者等への効果的な指導

### V 民間活動の促進と県民理解の深化

- 1 ボランティア等民間協力者の活動への支援
- 2 広報・啓発活動の推進

### VI 国・市町村・民間団体等と連携した取組の推進

- 1 国・市町村・民間団体との連携強化
- 2 市町村や地域における取組の促進

## 計画の推進体制等

### ●推進体制

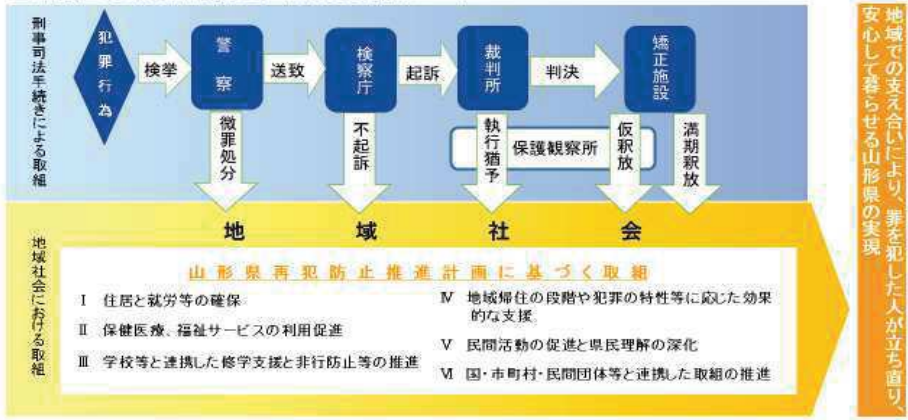
国の機関や更生保護団体、関係団体等で組織する「山形県再犯防止推進協議会」を設置。関係機関が連携しながら本県の実情に応じた再犯防止の取組を総合的・計画的に推進。

### ●進行管理

同協議会が、計画の進捗状況を評価・検証。

# 山形県再犯防止推進計画の具体的な施策（主なもの）

## ■本県における再犯防止に向けた支援イメージ



地域での支え合いにより、罪を犯した人が立ち直り、安心して暮らせる山形県の実現

### 【施策の柱 I】住居と就労等の確保

#### 1 住居の確保

- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進(県)
- 親族等のもとに帰住できない者に対する中間的・一時的住居の確保(山形保護観察所)

#### 2 就労や社会参加の促進

- 建設工事の競争入札参加資格審査における県独自の評価点の付与(県)
- 身元保証人を確保できない出所者等への身元保証を行う団体への支援を行うなど就労支援メニュー等を活用した総合的な就労支援(山形保護観察所)
- 刑務所や少年院を出る人の就労の確保に向け、「コレワーク東北」を設置し、事業主に対して雇用に必要な情報の提供や採用手続きの支援等を実施(仙台矯正管区)

### 【施策の柱 II】保健医療・福祉サービスの利用促進

#### 1 高齢者や障がいのある者等への支援

- 県地域生活定着支援センターによる高齢又は障がいのある矯正施設等退所予定者等への定着支援(県)
- 高齢者等の相談対応等を行う地域包括支援センターのスキル向上等への支援(県)
- 精神障がい者に対する各保健所による医療継続や地域での生活継続への支援(県)

#### 2 薬物等依存を有する者への支援

- 各保健所及び精神保健福祉センターによる薬物等依存症患者及びその家族に対する相談支援(県)
- 共同生活を行いながらグループミーティング等を行う「回復プログラム」や通院調整等の治療サポートによる薬物等依存からの社会復帰支援(鶴岡ダルク)

### 【施策の柱 III】学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進

#### 1 児童生徒の非行の未然防止

- 「大人が変われば子どもが変わる」県民運動や「いじめ・非行をなくそう」やまがた県民運動等啓発活動(県)
- 県内の全中学校にスクールカウンセラー、教育相談員の配置による相談体制の充実(県)
- 「やまがた法務少年支援センター」による、非行・犯罪の防止に関する専門的な知識や技術を活用した学校や地域への支援(仙台少年鑑別所山形少年鑑別所)

#### 2 学校や地域社会と連携した修学支援

- 高等学校等や中途退学した生徒の学び直しに対する「高等学校等修学支援金」等授業料への支援(県)

### 【施策の柱 IV】地域帰住の段階や犯罪の特性等に応じた効果的な支援

#### 1 刑事司法手続きや地域帰住等の段階に応じた切れ目のない支援

- 保護司と協働し、犯罪をした者等に対する生活環境調整や更生のための指導監督等(保護観察)を実施(山形保護観察所)
- 不起訴処分や罰金刑等の処分を受けた者について、生活指導や見守り、福祉的支援等を希望する者に対する支援(入口支援)を実施(山形地方検察庁)

#### 2 犯罪による社会への影響が大きい性犯罪者や再犯リスクの高い暴力団関係者等への効果的な指導

- 暴力団離脱希望者に対する保護対策の実施及び就労支援(県)
- 性犯罪者の出所後の所在確認と定期面接(県)
- 再犯、再非行の誘発要因等分析による効果的な処遇方針の策定及び処遇プログラムの実施(山形保護観察所)

### 【施策の柱 V】民間活動の促進と県民理解の深化

#### 1 ボランティア等民間協力者の活動への支援

- 保護司等更生保護事業功労者への知事感謝状等の贈呈(県)
- 保護司、更生保護女性会会員、BBS会員等地域の安全・安心に寄与する活動を行う更生保護ボランティアを対象とした研修の充実等(山形保護観察所)

#### 2 広報・啓発活動の推進

- 犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築く「社会を明るくする運動」の推進(国・県・民間)
- 再犯防止月間(7月)における官民連携による啓発活動の展開(国・県・民間)

■「社会を明るくする運動」オープニングセレモニー



### 【施策の柱 VI】国・市町村・民間団体等と連携した取組の推進

#### 1 国・市町村・民間団体との連携強化

- 県や国の法務関係機関・民間の更生保護団体、福祉関係団体等で構成する「山形県再犯防止推進協議会」の設置による現状・課題の共有化や関係機関と連携した再犯防止施策の推進(県)
- 福祉事業者等地域における支援者の拡大を図る「地域生活定着支援ネットワーク」を県内4地域に構築(県)

#### 2 市町村や地域における取組の促進

- 市町村における地方再犯防止推進計画の策定促進(県)
- 市町村における関係機関が連携した支援を行う体制(「再犯防止のための連絡会議」)の構築促進(県)

■再犯防止を推進するネットワークのイメージ

